

dragon IP

20<sup>th</sup>  
1998-2018  
dragon IP

# 中国の技術秘密の侵害事件の判例紹介 賠償金額が史上最高の1.59億人民元

(裁判所：最高人民法院、判決日：2021年2月19日)

[www.dragonip.com](http://www.dragonip.com)

Tel: +86-10-82252547

E-mail: [info@dragonip.com](mailto:info@dragonip.com)

# 目次

1 会社紹介

2 判例紹介

3 まとめ

# 会社紹介

dragon IP



Group 主席  
萩慶彦



董事長  
萩興華



第1事業部 CEO  
許諍



執行 CEO  
張敬強

## 設立 INCORPORATION

1998年、専利局の後押しを受け北京に設立  
(同時に、虎ノ門に東京支社を設立)

## 顧客 CLIENT

主に、日本企業、中国企業、その他欧米企業

## 業務 DUTIES

専利・商標の出願、審判、訴訟、調査、鑑定、  
ライセンス、著作権、不正競争、警告書など

## 社風 CULTURE

顧客との意思疎通を重視し、謹厳で真面目

## 所員 STAFF

総勢300名(弁理士80名(うち、訴訟弁理士14名)、  
弁護士13名、技術者80名、日本弁理士1名)



**代理**  
経験豊富な代理人  
+  
品質管理部

**手続**  
案件管理システム  
(所内IT部門)  
+  
多重のチェック体制

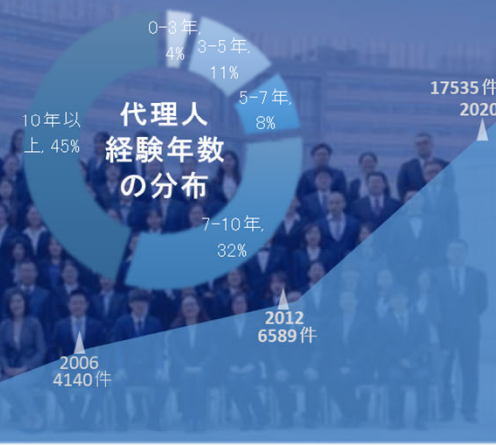
**言語**  
日本語が堪能な代理人・事務員の人数が業界でトップクラス

**訴訟**  
併設の法律事務所とともに、審判・訴訟案件に対応

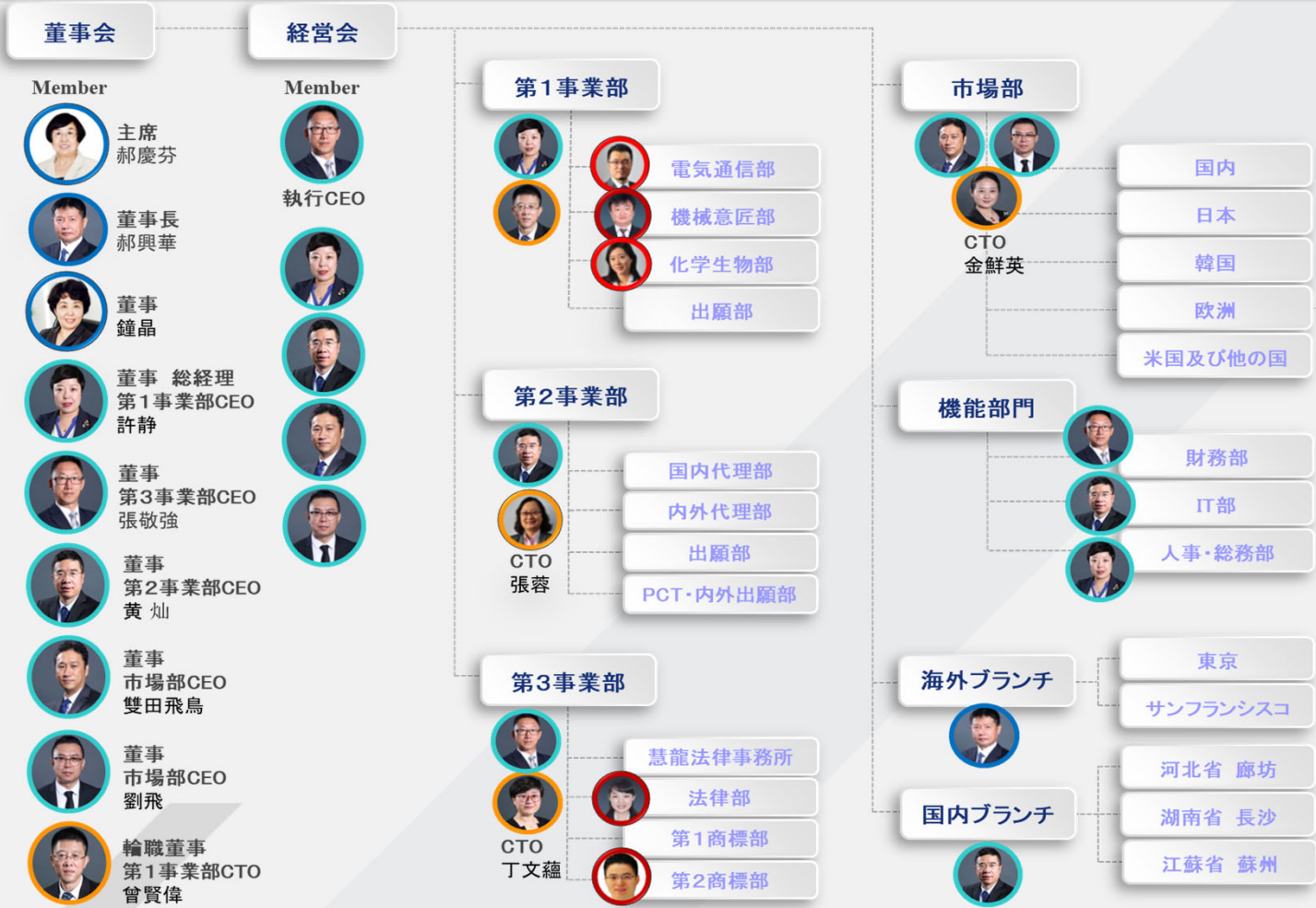
**安定**  
機能部門毎に幹部を配置し、高い継続性・安定性

**便利**  
東京ランチ、北京日本部を通じた日本語でのサービスの提供

**研修**  
中国知財、中国語の現地研修制度、日本でのセミナー開催



# 会社紹介





## Dragon IP担当案件数



# 自己紹介

## 杜嘉璐 ト カロ

専利代理師・訴訟代理人  
第3事業部 法律部 部長

### 学歴

2003年～2007年 大連理工大学 自動化専門 学士  
2011年～2013年 中国人民大学 知的財産法 修士

### 職歴

2007年～2009年 日本 フルキャスト技術株式会社  
2009年～2011年 日本 アドバンス国際特許事務所  
2011年～ 北京銀龍知識産権代理有限公司

### 業務範囲

無効審判、侵害鑑定、無効鑑定、訴訟

### 技術分野

電気、通信、半導体、機械

### 言語

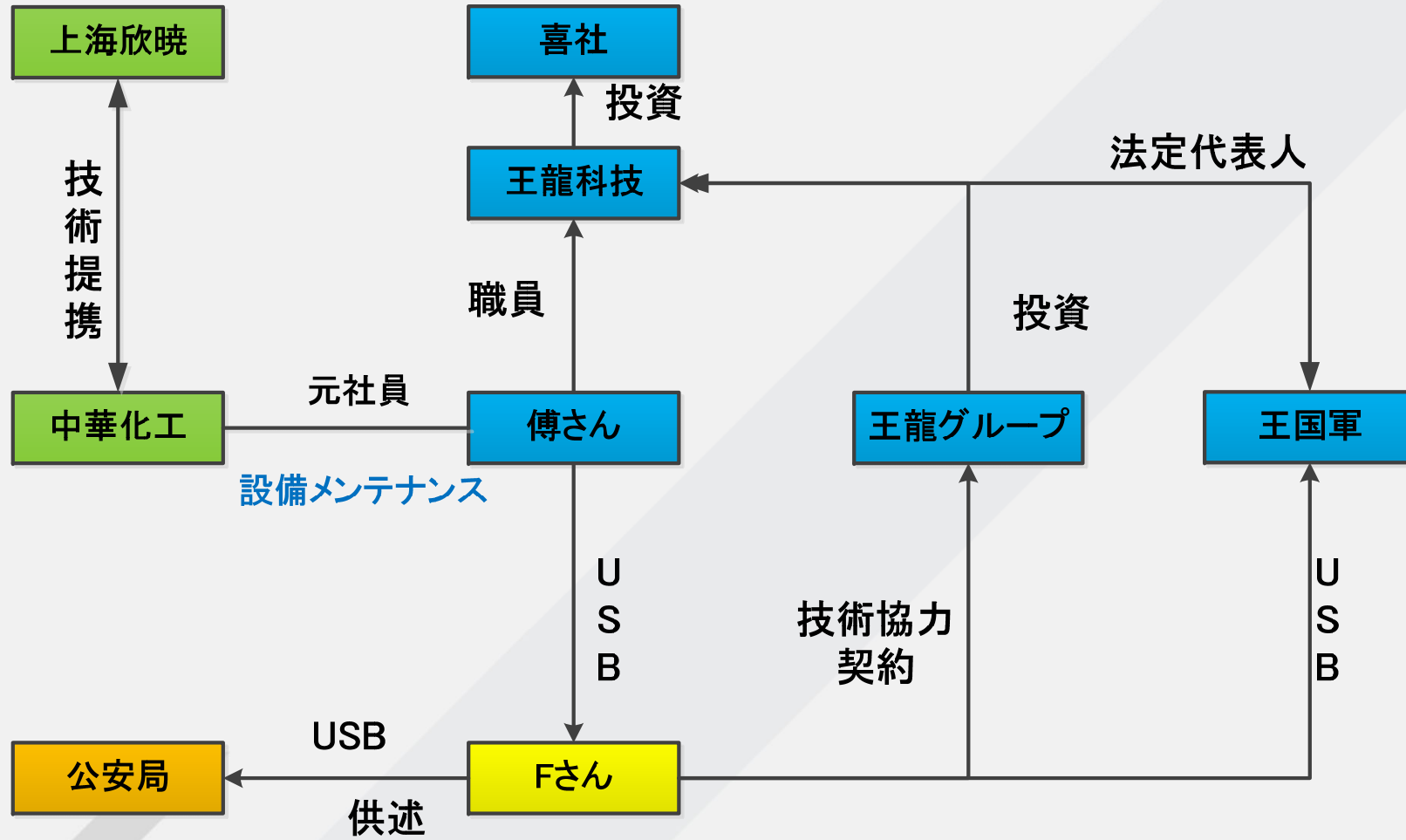
日本語、英語、中国語

# 判例紹介

判決番号	(2020)最高法知民終1667号
判決日	2021年02月19日
一審の訴訟請求	侵害行為の停止 損失賠償及び合理費用: <b>5億元</b> 訴訟費の全額負担
一審判決 (浙江省高級裁判所)	侵害行為の停止 損害賠償: <b>300万</b> 、合理費用: 50万 訴訟費用: 約5:5
原告の二審請求	侵害行為の停止 損害賠償: 1.75億元、合理費用: 248万 訴訟費用の全額負担
二審判決 (最高人民法院)	侵害行為の停止 損害賠償: <b>1.56億元</b> 、合理費用: 350万 訴訟費用: 一審: 約4:1 二審: 約8:1

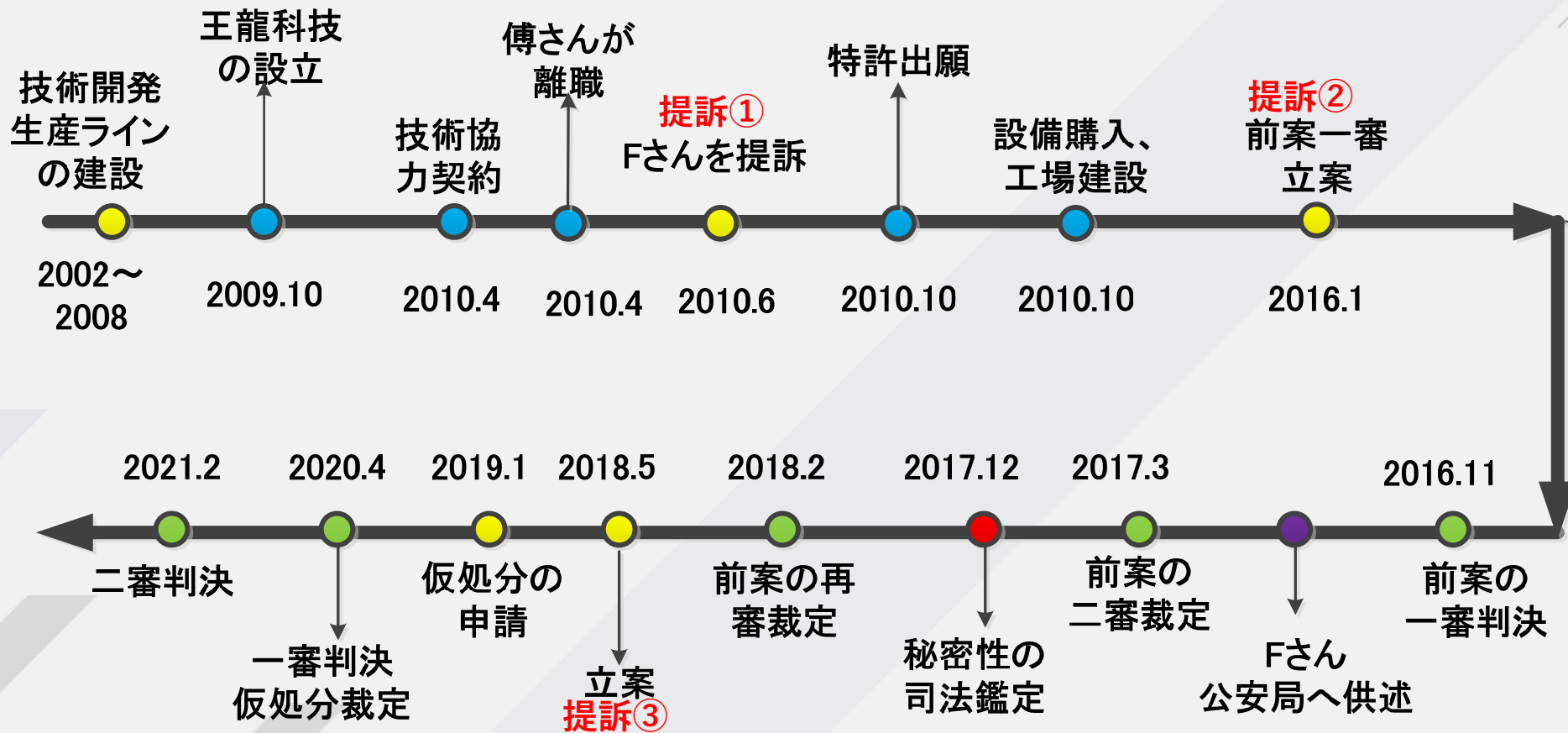


# 当事者の関係





# 時間軸



# 共同原告

2002年11月	技術開発契約 技術譲渡契約
交付資料	バニリンの工程情報、操作規程、品質管理要求、原材料品質要求、生産装置の設計技術要求及びパラメータなどの技術資料
非標準設備の設計	協議で下請け先を選択
権利帰属	技術成果: 中華化工 専利: 共有 技術資料: 共有

2006年9月	技術譲渡契約
契約内容	新製造方法の生産ライン
交付資料	プロセスフロー図、設備配置図、設備一覧表、非標設備要求図、土建基礎工事図、及び土建、計測設備、電気設備、公共工事などの全ての技術資料
権利帰属	関連技術: 共有

## 2008年7月 長期協力関係の特別契約

- 上海欣暁は、中華化工以外にサービスを提供しない
- 協力関係期間の技術成果の知的財産が中華化工に帰属
- 特別契約の前の契約の履行は特別契約に関係しない

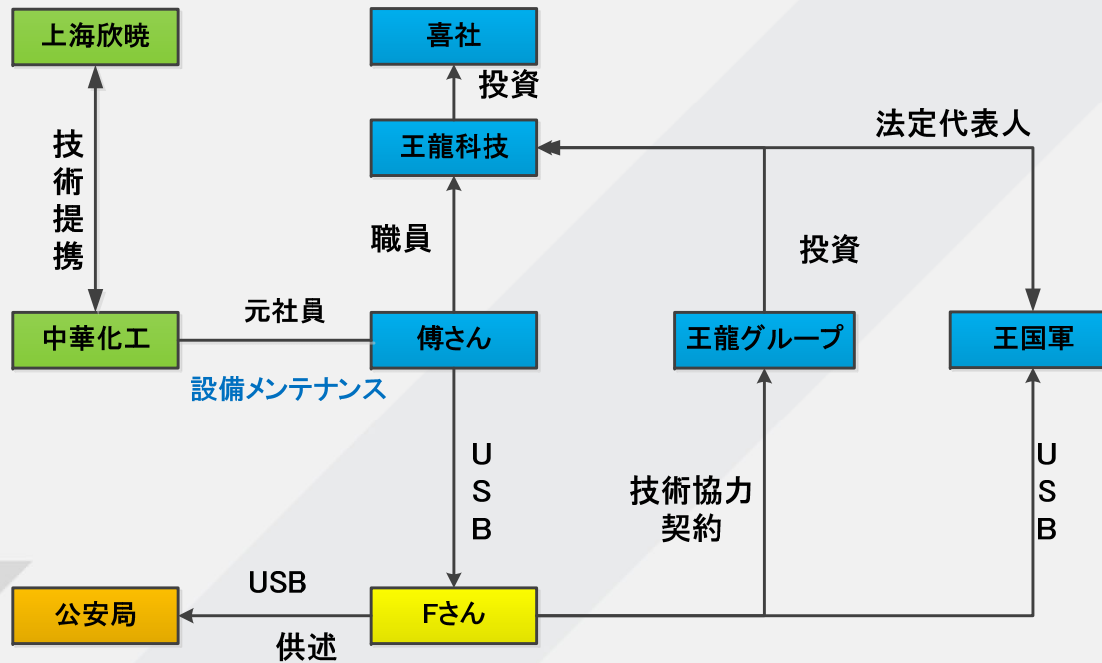
技術秘密: 原告二者が**共有**

# 共同被告

## 《権利侵害責任法》

第8条：二人以上が共同で権利侵害行為を実施し他人に損害を与えた場合、連帯責任を負わなければならない。

第9条：他人による権利侵害行為を教唆、幫助した場合、行為者と連帯責任を負わなければならない。



# 法律責任—法定代表者の連帯責任

王国軍→王龍科技の法定代表者

- 法人が侵害行為の実施のために設立された場合、法人の設立自体が侵害行為である。
- 法定代表者が積極的に侵害行為に関与する場合、その法人は法定代表者が侵害行為を実施する際の道具に該当し、法定代表者と法人とが共同で侵害行為を実施したとみなすべき。
- 王龍科技は、法定代表者の王国軍と王龍グループが、侵害のために設立した企業である。
- 王国軍は、自らFさん、傅さんと協議した。
- 技術秘密が格納されたUSBが王国軍に渡された。
- 王国軍の行為は、王龍科技の意思を代表するとともに、個人の意志も代表している。

**共同侵害になり、連帯責任を負う**

# 侵害行為を証明するための証拠

警察による刑事事件の調査で収集された証拠

- Fさんの供述、USB、王龍グループとの技術契約
- 非標準設備製造メーカーへ被告側が提供した図面
- 環境影響報告書

刑事告発は、証拠収集手段としてよく利用される。

# 賠償金関連の証拠

## 一審の証拠

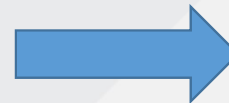
- 2008年～2017年度の中華化工販売粗利益データ
- 2008年～2017年度の販売明細帳簿
- 第三者による経済分析報告



一審の認定: 税務領収書、監査報告書がないので、真実性に問題がある

## 二審の補強証拠

- 2011～2017年年度報告
- 2011～2017年度の中華化工の販売銀行振込記録及び領収書からランダムに抽出されて算出された平均単価を記録した公証書
- 2009～2010年度の中華化工の販売銀行振込記録及び領収書からランダムに抽出されて算出された平均単価を記録した公証書



二審の認定:  
経済分析報告: 真実性を承認、証明目的を不承認  
単価関連証拠: 承認



# 法律の適用



# 訴訟時効

侵害行為の停止： 訴訟時効が適用されない

損害賠償： 訴訟時効が適用される

被告の主張	裁判所の認定
2010年に既に技術秘密の漏洩を知った。	2010年案件の事実が本件と違う
2016年に訴訟を提出したことがある。	権利者が本件の事実を知っていたことを証明できる証拠がない
時効を超えている。	時効の起算点は、2016年12月に、Fさんが公安局へ供述することにより、権利者が通知された時点である
	2016年の提訴と重複している部分については、訴訟時効の中断とみなす

民法総則

第196条：以下の請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。(1) 侵害停止、妨害排除、危険消除の請求・・・

第188条：裁判所に対して民事権利の保護を請求することにかかる訴訟時効期間は、3年とする。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

# 重複訴訟

## 民事訴訟法司法解釈第247条

当事者がすでに訴訟を提起した事項について、訴訟の過程または裁判の発効後に再起訴し、同時に以下の条件に満たした場合、重複起訴となる。(一)後訴の当事者が前訴と同じであること、(二)後訴の標的が前訴と同じであること、(三)後訴の訴訟請求が前訴と同じ、または後訴の訴訟請求が実質的に前訴の裁判結果を否定すること。

- 2010年及び2016年の訴訟が、侵害になるか否かに関する認定がない
- 当事者が同一でない
- 主張する技術秘密が同一でない
- 訴訟請求が実質的に同一でない
- 異なる時期に発見した異なる侵害行為に対する提訴である

# 技術秘密であるか

不正競争防止法(2017)

- 本法に言うビジネス秘密とは、**公衆に知られておらず**、**ビジネス価値**を有し、かつ権利者が対応の**秘密保持措置**を取った技術情報、経営情報などのビジネス情報を指す。

秘密性

価値性

管理性

合法性

# 技術秘密であるか

秘密性	<ul style="list-style-type: none"><li>● 287枚の設備図面、25枚の配管・計装図面は、非標準設備を含む特定の生産ライン構造に関するものであり、技術情報である</li><li>● 公知情報であることを証明できる証拠がない</li><li>● 具体的な設備、配管、計装が企業によって異なる</li><li>● 「公知情報でない」旨の司法鑑定書</li></ul>
価値性	<ul style="list-style-type: none"><li>● 大量の時間及びコストをかけて研究開発した</li><li>● 実際の生産に運用された</li><li>● バニリンの生産効率を向上し、権利者へ経済利益及び競争優位性をもたらした</li></ul>

# 技術秘密であるか

## 管理性

### 中華化工側

- ドキュメントのコントロール手順・記録のコントロール手順
- 重要書類・設備に対する配布及び回収管理体制があった
- 従業員に対しての機密保持制度の紹介及び教育
- 従業員との機密保持契約
- 漏洩された図面に対して、専門部署により保管され、簡単に入手できなかった
- 中華化工と上海欣暁の技術契約には、機密保持条項がある

### 上海欣暁

- 上海欣暁には、機密保持制度がある
- 労働契約にも、機密保持条項がある



# 侵害行為をなしたか

(1) 被告の技術が権利者の技術と同一である

原告の主張	被告の技術	裁判所判断
287枚の設備図面	200枚の設備図面	184枚同じ
25枚の配管・計装図面	14枚の配管・計装図面	14枚同じ
	環境影響評価書類に添付された1枚の設備図面及び1枚の配管・計装図面	同じ

# 侵害行為をなしたか

## (2) 使用状況

対比対象：非標準設備の製造者へ提供された設備図及び環境影響報告書における配管・計装図面

17個の設備、5枚の配管・計装図面	同一
他の設備、配管・計装図面	違いがある

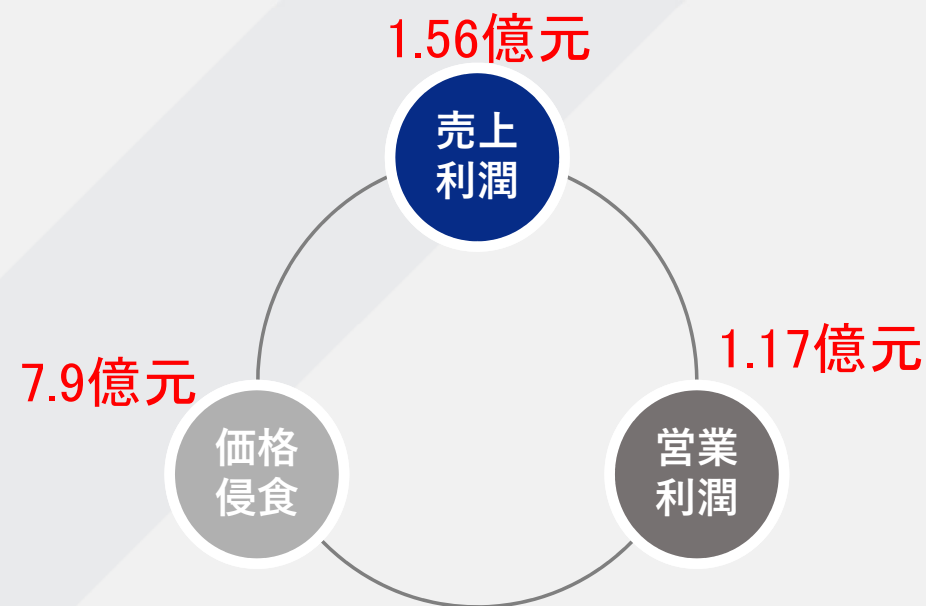
一審認定	17個の設備及び5枚の配管・計装図面のみが使用された
二審認定	185枚の設備図面及び15枚の配管・計装図面が全て実際に使用された <input type="checkbox"/> バニリン生産設備とプロセスがセットになり、被告がバニリンを大量生産されているので、生産のために生産設備及びプロセスを必然に具備する <input type="checkbox"/> 被告は、開発及び実験を行ったことを証明できる証拠の提出を拒否 <input type="checkbox"/> 短時間(1年)で大量生産段階に入った 原告:4年 <input type="checkbox"/> 相違点があるが、回避又は適性な修正に過ぎない

# 賠償金の算出—原告の主張

## 二審の主張

計算期間	2011年～2017年
販売量	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全世界の需給量：2万トン</li> <li>●侵害行為前のシェア：60%、侵害行為後のシェア：50%</li> <li>●侵害者の販売量：王龍科技が政府へ提出した行政審査書類に記載された生産ラインの生産能力</li> <li>●侵害者の宣伝書類に記載の生産量 →<b>2000トン</b></li> </ul>
利潤率	中華化工の利潤に関する証拠
単価	中華化工の同期単価（平均単価）
二審の主張	2000トン * 中華化工の同期単価 * 同期営業利潤率 * 1.5倍 = <b>1.75億元</b>

## 一審の主張



通常：営業利潤  
侵害を業とする場合：売上利潤



# 賠償金の算出—裁判所の考慮因子

1

・ 技術秘密の入手手段が悪質

2

・ 技術秘密の量が大きく、キー技術を使用した。185枚の設備図面及び15枚の配管・計装図面、割合：68.33%

3

・ 主観悪意を持っている。一審判決の後も、侵害行為が続いている。

4

・ 高い商業価値がある

5

・ 他の製品の製造がなく、侵害行為を業としている

6

・ 侵害行為がグローバル市場に衝撃を与えた。価格の下落

7

・ 裁判所の証拠提出令を拒否、不誠実

8

・ 行為保全裁定の履行を拒否

# 賠償金の算出—懲罰賠償の適用

## 不適用

- ✓ 損害賠償の請求範囲：2011年～2017年、2018年からの侵害行為の賠償を請求しなかった。
- ✓ 懲罰賠償は、2019年4月23日に施行された《不正競争防止法(2019)》により設立された。
- ✓ 2018年以降の侵害行為に対して別途救済を求めることができる

# 賠償金の算出—賠償金の確定

損害賠償	合理費用
<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 悪意があり、情状が深刻であり、挙証妨害及び不誠実情状があり、侵害行為を業としている</li><li>✓ <b>売上利潤率</b>に基づいて損害賠償を計算する</li><li>✓ 中華化工の販売単価及び売上利益が参考にすることができる</li><li>✓ <b>賠償額</b> =侵害品の販売量 * 同期中華化工の単価 * 中華化工の売上利潤率 =1.56億元</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 一審弁護士費用:200万元</li><li>✓ 経済分析報告書:48万元</li><li>✓ 二審の弁護士費用:100万元</li><li>✓ 公証費用:9020元</li></ul>
<b>合計：1.59億元</b>	



- 機密管理制度・機密保持契約
- 刑事告発
- 権利者側の利潤関連証拠が有用
- 第三者の報告書・監査報告書



ご清聴ありがとうございました。

Email: [dujjalu@dargonip.com](mailto:dujjalu@dargonip.com)

TEL: 0086-10-82252547